

2025年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(新2年生)

以下に続く資料は、2025年3月4日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、この資料とあわせて、各科目のシラバスもご確認ください。

<公式サイト URL>

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<Web シラバス URL>

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

※ID、パスワードの入力なしでログインしてシラバスの検索・閲覧ができます。

2025/3/4 現在

公法演習 I 只野 雅人

〔講義の内容〕

人権の分野を中心に、基礎的な判例や論点などについての受講者の知識・理解を確認したうえで、やや発展的な裁判例や事例を素材に、知識を十分に使いこなし、実務の場で通用する憲法論を展開できる能力の涵養を目指します。

各回の授業は、受講者が憲法について一通りの基礎知識を有していることを前提としています。シラバスには、毎回の講義のテーマを掲載していますが、複数の論点にまたがる事例を採り上げることも少なくありません。素材の差し替え(新しい裁判例など)に伴う内容の変更や、スケジュール(順序)の変更があり得ます。

〔予習・復習について〕

毎回の講義の1週間前を目処に、予習課題をmanabaに掲示します。予習課題について、十分に考えた上で講義に出席してください。特にテキストは定めずに、毎回、テーマに関わる判決や事例を素材とします。

また講義後には、十分な復習も心がけてください。知識の確認のためには、別途配布されるコア・カリキュラム(「共通到達目標モデル：憲法」)が参考になるでしょう。

〔入学までの準備〕

手元にある憲法の体系書に一通り目を通すとともに、体系書で扱われている判例については、できるだけ憲法判例百選で確認しておいてください。体系書は、それぞれにあったものを使っただけであれば結構です(できるだけ最新版を準備してください)。基本的な体系書としては、芦部信喜／高橋和之補訂『憲法〔第8版〕』(岩波書店)、もう少し発展的な内容の体系書としては、渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法I〔第2版〕・II』(日本評論社)、毛利透＝小泉良幸＝浅野博宣＝松本哲治『憲法II〔第3版〕』(有斐閣)、などがあります。また、講義では、憲法判例百選で取り上げていない裁判例にふれることもあります。宍戸常寿＝曾我部真裕編『判例プラクティス憲法〔第3版〕』(信山社)なども、適宜参照してください。

なお、第1回目の課題は、最初の講義の1週間前までに、manabaに掲示します。

+++++

行政法基礎 野口 貴公美

〔講義の内容について〕

- ・本学のLS行政法のカリキュラムでは、行政法の総論・救済法の領域を基礎・応用・発展の三段階に分割しています。本講義、行政法基礎はその「基礎」の段階にあたる授業となります。
- ・講義は、主に行政法の総論部分を中心としますが、行政救済法の基本的な内容についても含めて扱うこととします(行政法応用との重なり)。

・より詳細な内容については、シラバス・manaba を参照するようにしてください（この「予習指示」以外の連絡事項が生じた場合には、シラバス・manaba で連絡します）。

[入学までの準備・予習指示について]

・行政法の初学者、またはこれまでにまだ1冊も教科書を通読したことのない方は、必ず、教科書（下記、推薦図書を参照）を通読しておかれるよう、お願いします。行政法の既修者も、授業開始までに、これまでの行政法学習を復習するために、今一度教科書を通読しておいてください。

・行政法の学習においては、判例の知識・理解が極めて重要になります。基本判例については、まずは判例集に目を通して、何を判示したどのような判決があるのか、一覧をしておくようにしてください。判例を学習される際には、判例集を使用されることが多いと思いますが、時間の許す限り、判決全文（理想的には地裁判決から）を入手して読んでいくようにしてください。また、事案に登場する「個別法」についても、引用されている条文だけではなく法律全文を検索して読んでいく習慣をつけておくと、個別法・条文を学ぶいいトレーニングになると思います。

・授業で用いる資料やレジュメは、manaba に掲載していくようにします。ダウンロードできるようになったら、事前に目を通しておくようにしてください。

[推薦図書]

・行政法をこれまで全く学習したことのない方には、野呂・野口・飯島・湊『行政法（有斐閣ストウディア）（第3版）』（有斐閣、2023年）、大橋・北島・野口『行政法判例50!（第2版）』（有斐閣、2024年）、を推薦します。

・LSの学生さんに人気のある教科書としては、中原茂樹『基本行政法（第4版）』（日本評論社、2024年）、高橋滋『行政法（第3版）』（弘文堂、2023年）、宇賀克也『行政法（第3版）』（有斐閣、2023年）、などがあげられると思います。

+++++

民事法演習Ⅰ 石綿 はる美・小峯 庸平

民事法演習Ⅰ(春・夏学期)では、民法の総則・物権と債権各論の一部（不当利得・不法行為）及び家族法分野の諸問題を事例として取り上げ、毎回 A4 で1~3枚程度の事例を題材に、前提知識を確認しながら分析を行う形で授業を行います。答案としての作成や提出は求めませんが、設問への解答だけでなく、論述式の問題として問われたときにどのようなことを書くかを、予習の段階で整理してることが求められます。

各回に扱うテーマはシラバスに記載してありますが、それらは中心的に扱うテーマであり、

各回でそれ以外の問題についても触れることとなります。皆さんには、学期開始までに、各自の使用している教科書・体系書・判例集等で学習をして、民法の全体像をクリアに描けるように、また、知識に不安がある部分等についての集中的な学習をしておいてください。事例演習を試してみたいという方には、『Law Practice 民法 I~III』(商事法務)、『民法演習サブノート 210 問』(弘文堂)をおすすめします。事例演習問題にへの取り組み方を、基礎から振り返りたい人には、「民法演習はじめて解いてみる 16 問」(有斐閣) もおすすめです。

講義では、教科書や演習書は特に指定しませんが、「民法判例百選 I・II・III」(有斐閣)で取り上げられている判例につき一通りの知識があることを前提として授業を進めますし、また、授業でも、適宜、言及しますので、これらの文献は手元に用意しておき、事前に目を通しておくことを推奨します。なお、テーマごとの復習用の参考文献は各授業時に提示します。

初回の設例は、遅くとも 4 月第 1 週には、manaba 上で配布します。それまでは、各自、民法の体系的な知識の復習をしていてください。

民法で扱う領域は広範で、この授業及び後期に開講される民事法演習 III ですべてを扱うことはできません。授業では、個別の問題の理解に加えて、学修の肝をお伝えできればと思っていますので、皆さんは、並行して、授業で扱われない部分についての学修を行っていただければと思います。

+++++

民事法演習 II 水元 宏典

第 1 回については、テキスト(三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法』(有斐閣、第 5 版))の Unit1(重複起訴の禁止と相殺の抗弁)を取り扱うので、その各 Question について予習をしてきてください。なお、第 2 回については、Unit3(当事者の確定・変更)、第 3 回については、Unit5(訴えの利益)を取り扱う予定です(おってシラバスで指示しますので、ご確認ください)。

+++++

刑事法演習 I 本庄 武・葛野 尋之

(刑法)

後半 5 回(および期末試験)は、本庄が担当し、実体法に関するテーマを扱います。刑事法演習 I で取り上げる問題は刑事法演習 II で取り上げる問題と重複しないように調整しています。現時点で予定している問題は、第 1 回: 不作為犯・放火罪における公共の危険、第 2 回: 未遂犯と実行の着手・詐欺罪における交付行為、第 3 回: 原因において自由な行為・同時傷害

の特例、第4回：誤想防衛・誤想過剰防衛・文書偽造罪における有形偽造の意義、第5回：間接正犯・遺棄罪における遺棄の概念ですが、開講時までに変更になる可能性があります。それぞれの論点にかかわる事例の検討を通じて、解釈の具体的内容や趣旨などを理解し、事案の解決にとって重要な着眼点や事実評価のポイントを考えます。基本的な考え方を確認するつもりで、自分の使用してきた基本書の関連箇所を読み直しておいてください。

(刑事訴訟法)

以下は、授業各回の【基本事項についての設問】です。

毎回、授業日8時45分までに、manabaの「アンケート」機能を通じて、以下の問いに対する回答を提出してもらいます。たんに結論を書くだけでなく、簡潔に、根拠条文・参照条文、結論を支える根拠なども記してください。授業は、基本事項について一応の理解があることを前提に進めます。

授業開始後の予習の負担を軽減するために、授業開始までの春休み中に、回答を準備しておいてください。準備した回答は、電子ファイルとして残しておいてください。

第1回 職務質問と留め置き

【基本事項についての設問】

- 1.行政警察活動とはなにか。行政警察活動を一般に規制する法律はなにか。
 - 2.行政警察活動と司法警察活動（犯罪捜査）とはどのように異なるか。両者の境界はなにか。
 - 3.職務質問とはなにか。規定上の根拠はなにか。
 - 4.職務質問の実施の要件とその方法はなにか。
 - 5.職務質問の方法・態様について、どのような規定上の規制があるか。
 - 6.職務質問のための同行が許される要件はなにか。その方法・態様について、どのような規定上の規制があるか。
 - 7.所持品検査とはなにか。規定上の根拠はあるか。
- *「規定上の」とは、法律の条文に基づくという意味。

2 逮捕・勾留、取調べと接見交通権の保障

【基本事項についての設問】

- 1.令状により被疑者を逮捕するための実体的要件はなにか。
 - 2.令状発付はどのような手続によるか。逮捕状にはなにを記載するか。
 - 3.令状により被疑者を逮捕するさい、どのような手続がとられるか。どのような処分が許されるか。
 - 4.被疑者を勾留するための実体的要件はなにか。
- *最決平26・11・17（下記【参考判例】）参照
- 5.被疑者を勾留するためには、どのような手続がとられるか。勾留状にはなにを記載するか。

- 6.被疑者の逮捕および勾留の目的はなにか。
- 7.被疑者の勾留期間はどれだけか。被疑者の勾留期間を延長できるのは、どのような場合か。
- 8.勾留に関する救済手段としては、どのようなものがあるか。接見交通権とは、どのような権利か。
- 9.接見交通権とはどのような権利か。その主体は誰か。

3 任意の捜査処分の適法性

【基本事項についての設問】

- 1.刑訴法の規定によれば、任意の捜査処分は、どのようなときに適法とされるか。
- 2.捜査処分の適法性について、比例原則とはどのようなことか。また、比例原則のもとで、捜査処分の適法性はどのような基準によって判断されるか。
- 3.被疑者の取調べは、どのような手続によって行うか。被疑者の供述は、どのように録取されるか。参考人の取調べについてはどうか。また、相手方の同意（326条）がないときに、それぞれの供述を録取した書面は、どのような要件のもとで証拠としようか。
- 4.逮捕または勾留されている被疑者は、捜査機関の要求を受けたとき、取調室に出頭し滞在する義務を負うか。
- 5.おとり捜査とはどのような捜査手法か。
- 6.刑訴法において、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影は、どのような場合に許されるか。令状なくして許される理由はなにか。
- 7.刑訴法 39 条 1 項は「立会人なくして」と規定しているが、それはどのような理由からか。

4 搜索・差押と検証

【基本事項についての設問】

- 1.領置とはどのような処分か。領置は強制処分か、任意処分か。
- 2.搜索差押許可状において、「差し押さえるべき物」、「搜索すべき場所、身体若しくは物」として記載しうるのは、それぞれどのような物、場所か。
- 3.場所に対する搜索令状に基づいて、その場所にいる人の身体・着衣を搜索することができるか。かりに原則としてできないとすれば、例外的に許される場合はあるか。それはどのような場合か。
- 4.場所に対する搜索令状に基づいて、その場所に居住する人が所持している携帯品についてはどうか。偶然その場所に所在している第三者の携帯品についてはどうか。
- 5.刑訴法 222 条 1 項が準用する 111 条 1 項による「執行について」の「必要な処分」とは、どのような処分か。具体例として、どのような処分があるか。
- 6.刑訴法 222 条 1 項が準用する 111 条 1 項による「押収物について」の「必要な処分」とは、どのような処分か。具体例として、どのような処分があるか。どのような場合に、別個の令状が必要とされるか。

7. 捜索・差押にさいしてなされる、①令状呈示の状況など、令状執行の適法性に関する状況を記録するため写真撮影、②差押物の発見状況など、その証拠能力・証明力に関する差押の状況を記録するための写真撮影、③令状に記載されていない対象の形状・内容を記録するための写真撮影、④令状に記載された差押の対象物を差し押さえることなく、差押に代わる証拠保全の手段としてなされる写真撮影は、それぞれどのような性格の処分か、また、どのようにして正当化されるか。

8. 差押について、①差押令状が発付されたものの、未だ執行されていない段階、②すでに執行が完了した段階において、それぞれどのような不服申立手段をとりうるか。捜索、検証について不服申立手段が認められていないのは、どのような理由からか。

9. 刑訴法 220 条 1 項 2 号が令状によらない捜索・差押を許容しているのは、どのような理由からか。捜索・差押の目的に着目して検討すること。

10. 刑訴法 220 条 1 項にいう「逮捕する場合」（柱書）とはどのような意味か。また、「逮捕の現場」（2号）とはどのような意味か。

11. 捜査機関が、被疑者を逮捕した際に逮捕の現場で捜索を実施したところ、逮捕の理由たる被疑事実とは関連しない犯罪事実の証拠（別罪証拠）を発見したとき、その別罪証拠を差し押さえることができるか。できないとするならば、捜査機関はその別罪証拠を押収するためにどのような措置をとることができるか。

5 公訴提起と訴因の「罪となるべき事実」の特定

【基本事項についての設問】

1. 捜査を遂げた後、検察官が行う事件処理にはどのようなものがあるか。

2. 起訴便宜主義とはどのようなものか。

3. 検察官は一罪を構成する事実の一部を取り出して起訴することが許されるか。一部起訴が許されるとして、検察官としては、どのような点を考慮して起訴の判断をすべきか。

4. 起訴状の記載事項はなにか。

5. 訴因とはなにか。刑訴法 256 条 3 項にいう「罪となるべき事実」とはなにか。

6. 訴因はどのような機能を有するか。

7. 訴因の特定が要求されるのはなぜか。訴因の特定についての識別説、防御権説とはなにか。識別説からすると、訴因において、どのような事実の特定が必要とされるか。

6 訴因の変更

【基本事項についての設問】

1. 訴因変更制度とはどのようなものか。

2. 訴因変更はどのような手続によって行うか。

3. 訴因変更はどのような場合に必要となるか。また、その目的はなにか。

4. 訴因変更はどのような範囲で可能か。

5. 訴因変更に時間的限界はあるか。公判前整理手続を経た場合はどうか。
6. 訴因変更命令とはどのようなものか。
7. 縮小認定とはなにか。縮小認定の場合に訴因変更が不要とされるのはなぜか。

7 裁判と択一的認定

【基本事項についての設問】

1. 裁判とはなにか。裁判を、その形式、内容、機能によって、どのように分類することができるか。
2. 裁判には原則として理由を付さなければならないとされるのは（44条1項）、なぜか。
3. 刑訴法 333 条 1 項にいう「被告事件について犯罪の証明があった」とは、どのような意味か。「被告事件」、「犯罪の証明があった」について、それぞれ説明しなさい。
4. 法律の規定によれば、有罪判決にはどのような理由を付さなければならないか。
5. 有罪判決の理由として、「罪となるべき事実」は、どのような範囲において記載しなければならないか。法律上の加重減免事由の記載は必要か。
6. 訴因の一部について有罪を認定（一部認定）する場合、認定しなかった部分について、主文において無罪を言い渡す必要があるか。科刑上一罪の一部のみを認定する場合はどうか。予備的訴因・択一的訴因のいずれかの訴因を認定する場合はどうか。また、併合罪の関係にある複数訴因の一部のみを認定する場合はどうか。
7. 概括的認定とはなにか。
8. 択一的認定（狭義）とはなにか。明示的択一的認定、黙示的択一的認定とは、それぞれなにか。
9. 訴因の択一的記載は許されるか。
10. 同一構成要件内において、訴因における「罪となるべき事実」の特定に不可欠な事実、その特定に不可欠ではない事実のそれぞれについて、択一的認定を行うことは許されるか。
11. 同一構成要件内にある異なる過失態様について、択一的認定を行うことは許されるか。ここにおいて、過失態様とは、注意義務の内容および注意義務違反の行為を意味するものとする。注意義務の発生根拠たる事実について、択一的認定を行うことは許されるか。
12. 殺人と傷害致死、既遂と未遂など、包摂関係にある異なる構成要件に該当する事実について、傷害致死、未遂など、包摂される事実を認定（予備的認定、一部認定）することは許されるか。

+++++

会社法 仮屋 広郷

1. 授業について

授業では、テキストとして、神田秀樹『会社法』（弘文堂、第26版、2024年）を利用します（第27版が出版された場合はそちらを利用します。以下では第26版の頁を示します）。初回の授業では、上記のテキストの「事業と法形態」（P. 1～P. 3）、「会社法の法源と構造」（P. 11～P. 12）、「株式会社法の歴史」（P. 32～P. 45）、「組織変更」（P. 377～P. 378）を扱う予定でいます。あらかじめ目を通しておいてください。

また、授業では『会社法判例百選』（有斐閣、第4版、2021年）も利用するので、各自で購入しておいてください。

2. 推薦図書など

開講前の推薦図書として、神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、第3版、2023年）をあげておきます。

なお、最近の会社法学の傾向が知りたい人は、中村直人先生（本学出身の大先輩の弁護士さんです）が書かれた書評（『書齋の窓』630号〔2013年〕58頁～61頁）や、私が書いた書評（『書齋の窓』629号〔2013年〕74頁～78頁〔<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/25925>〕）を読んでみてください。

また、現在進行中のコーポレート・ガバナンス改革の背景（神田26版41頁～45頁・190頁～194頁と関連する話）を知りたい人は、次の動画を見てみてください（一橋大学創立140周年記念講演会の動画ですが、40分で見る事ができる平たい話です）。

動画：<https://www.youtube.com/watch?v=-fleMiugfTE>

ところで、以前の授業において、新株予約権の有利発行との関わりでフェアネス・オピニオンに触れたときに、それが必ずしも公正中立に作成されるわけではない（＝発行会社から報酬をもらっているコンサルティング会社としては発行会社の意向に沿うような内容を記載しがちである）旨を述べたところ、授業終了後に、「そういうことって本当にあるんですか？」という質問を受けたことがありました。私は、学生さんの中には、同じように感じる人が結構いるのではないかと考えています。自分もそうだと思う人は、拙稿「ESG投資によせて」法律時報2018年5月号100頁以下と、その論文評である有吉尚哉「正しく見えることの落とし穴」

（Web日本評論：<https://www.web-nippyo.jp/8598/>）を読んでみてください。制度は人間が作り出すものなので、理念や建前で設計・運営されるとは限らない面があることを考えるきっかけになると思います。また、瀬木比呂志『絶望の裁判所』（講談社、2014年）なども読んでみるとよいと思います。同書については、豊富な実務経験をお持ちの村岡啓一先生（第2代本学法科大学院長で、5件も無罪を勝ち取った経験をお持ちの方です）が、この本は一面の真実を語っているとコメントされていました（このコメントの掲載については、村岡先生の許諾

をいただいています)。

法学セミナー2021年4月号に掲載された小論を添付しておきますので、関心のある人は、読んでみてください。別添「【会社法】若い読者たちへ」参照(※)

※別添のファイルは予習指示本文の最終ページ以降に掲載しています。

+++++

租税法Ⅰ 藤岡 祐治

金子宏ほか編著『ケースブック租税法(第6版)』(弘文堂、2023)を教材として使用します。履修する方は授業開始までに購入してください。初回の予習範囲はmanabaに掲示しますので、必ず確認するようにしてください。

租税法がどのような科目かわからないため、履修に迷っている方は例えば以下のものをご覧ください。

- ・佐藤英明『プレップ租税法(第4版)』(弘文堂、2021)
- ・神山弘行「公法・ビジネスロー・立法政策」南野森編『法学の世界(新版)』207頁(日本評論社、2019)
- ・長戸貴之「租税法:法学の端、他分野への架け橋」法学教室487号別冊付録10頁(2021)
- ・「特集 いまこそ知りたい『税法』入門」法学セミナー68巻9号3頁以下(2023)の各論文

+++++

労働法Ⅰ・Ⅱ 相澤 美智子

法科大学院における労働法の授業は、「労働法Ⅰ」と「労働法Ⅱ」に分かれています。まずは全体像を把握するために、労働法の教科書の目次を眺めてみてください。

*西谷敏『労働法〔第3版)』(日本評論社、2020年)…授業で使用する教科書。

*和田肇・相澤美智子・緒方桂子・山川和義『労働法〔第3版)』(日本評論社、2023年)…授業で用いることはしませんが、受講を迷っている人は、上記図書よりももう少し手軽に全体像を把握できてよいかと思います。

「労働法Ⅰ」では、授業で使用する教科書冒頭の総論から第2部第7章(個別的労働関係の途中)までを扱います。「労働法Ⅱ」は第2部第8章から11章(個別的労働関係の残り)および第4部(集団的労働関係)を扱います。このことから分かりますが、「労働

法Ⅰ」を受講せず、「労働法Ⅱ」のみ受講しますと、重要な総論部分を学習できません。また、「労働法Ⅰ」のみ受講しますと、集団的労働法についての学習が完全に欠落します。過去には「労働法Ⅰ」のみないし「労働法Ⅱ」のみを受講した学生もいました。自分にとってどのような受講のあり方がよいのかを検討してください。

「労働法Ⅰ」ないし「労働法Ⅱ」の受講を決めた方は、初回授業までに manaba に掲げておく予習文献を必ず読んでおいてください。また、各回の授業については、予習内容を授業実施日 1 週間前までに manaba を通じて指示します。

+++++

独占禁止法Ⅰ 柳 武史

1. 予習について

特に予習する必要はありません。経済法・独占禁止法について初学者の方が多くかと思いますが、なるべく分かりやすく説明するつもりですので、授業に参加した上で復習に力を入れた方が効率的かと思います。

余裕があって予習をしたい方は、第一に、法科大学院資料室を通して事前に配布するレジュメを一読してきてください。なお、レジュメは紙媒体を法科大学院資料室で配布するほか、manaba を通して電子ファイルでも配布いたしますので、「独占禁止法Ⅰ」に関心のある方は事前に manaba に自己登録を済ませてください。「独占禁止法Ⅰ」の授業は金曜日 3 時限ですが、レジュメは前週の土日あたりには manaba にアップロードする予定です。

第二に、さらに余裕がある方は、ウェブシラバスをご覧ください、教科書（ないしご自身の選択されたテキスト）の授業回の項目に対応する箇所を通読してきてください（授業はウェブシラバスのスケジュール通りに進行します。）。例えば、第 1 回（4 月 11 日（金））の授業に関しては、教科書の「第 1 章 総論」（1-51 頁）を読んできてください。

2. 復習について

復習としては、manaba にレジュメの（PDF ファイル版に加えて）Word ファイル版も掲載しておきますので、これをダウンロードした上で、教科書（泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022 年））や判例百選（川濱昇ほか編『経済法判例・審決百選〔第 3 版〕』（有斐閣、2024 年））などを読みながら上記 Word ファイルを編集し、自作のまとめノートを作成していくことをお勧めします。演習書については、少し古いですが、川濱昇ほか編著『論点解析経済法〔第 2 版〕』（商事法務、2016 年）を利用することが考えられるかと思います。

ウェブシラバスに記載した通り、「独占禁止法Ⅰ」は春夏学期で司法試験の選択科目である「経済法」の試験範囲を一通りインプットする授業ですので、まずは正確な基本的知識を一通

り整理・定着させることに主眼をおくと良いかと思えます。特に司法試験を「経済法」で受験される方は、司法試験の直前期に見直せる自作のまとめノートを今から少しずつ作成していくと良いかと思えます。

なお、教室におけるライブ授業は原則として Zoom ミーティングで録画・録音を行い、Google Classroom で動画配信を行うことにより、学修の便宜に供する予定です。

3. テキストについて

上記教科書は、反競争効果が発生するメカニズムを丁寧に言語化して説明している点がとても良いのではないかと思います。なお、テキストは相性もあるかと思いますが、上記教科書以外のテキストも手にとってみたい方は、ウェブシラバスに近年に出版された参考図書のリストを挙げておきましたので、参考にしてみてください（ウェブシラバスに挙げた参考図書はすべて附属図書館と法科大学院資料室に入れてありますし、一部は西キャンパス生協にも置いてあるかと思えます。）。上記教科書以外のテキストを選ぶ際には、①自分自身と相性がよく、②出版年度が新しく、③情報量が比較的多いものを選んだ上で、当該テキストを何度も繰り返し読み込まれると良いかと思えます。注意点としては、独占禁止法は令和元年に課徴金制度を中心とした改正がありましたので、可能であればテキストは改正法を反映したものが良いかと思えます。

また、上記教科書も、上記演習書も、附属図書館の My Library にログインすることにより、電子ブックを無料で読むことができます（ただし、いずれも同時アクセス数は 1 ですので、譲り合ってください。）。判例百選（および各年度の重要判例解説）についても、My Library の Westlaw Japan というデータベースにより、同じく無料で読むことができます。以上の電子ブックおよび Westlaw Japan は、キャンパス外からアクセスすることも可能です。

4. 授業の位置付けについて

「独占禁止法 I」は、司法試験の選択科目である「経済法」に対応した授業です。この司法試験「経済法」に対応する科目としては、2 年次春夏学期「独占禁止法 I」、2 年次秋冬学期「独占禁止法 II」、3 年次春夏学期「発展ゼミ I（経済法）」が設置されています。また、3 年次 7 月頃の司法試験（在学中受験をする場合）を終えた後に、ビジネスロー・コースにおける 3 年次秋学期「実践ゼミ（独占禁止法）」が設置されています。「独占禁止法 I」・「独占禁止法 II」・「発展ゼミ I（経済法）」は私が担当し、「実践ゼミ（独占禁止法）」は大手渉外法律事務所で活躍されているパートナー弁護士が担当されます。なお、ビジネスロー専攻で開講される「グローバル経済と競争法」・「公正取引と法」を履修することも可能です。

日本の経済法においては独占禁止法が中心に位置付けられているところ、独占禁止法は条文の規定が抽象的であるため、ケーススタディによって解釈論を具体化していく必要性が高いという特性があります。そこで、担当教員としては、「独占禁止法 I」において独占禁止法の基本的知識（個々の条文の解釈論など）を概観し、「独占禁止法 II」においてリーディングケース

と呼ばれる基本判例などを検討し（同時に基本的な問題演習も取扱います。）、「発展ゼミⅠ（経済法）」において近時の先端的な事例などを受講者の起案などをもとに検討する（同時にやや応用的な問題演習も受講者の起案などをもとに取扱います。）という法的推論能力などを段階的に向上できるカリキュラムとしています。したがって、「独占禁止法Ⅰ」は一通りの基本的知識をインプットしていただく授業という位置付けになります。

「独占禁止法Ⅰ」でも複数回の問題演習は行いますし、なるべく判例などにも触れて具体的に説明するようにはいたしますが、最初は理論的な説明が多いため少し我慢が必要かもしれません（「独占禁止法Ⅱ」や「発展ゼミⅠ（経済法）」を受講していく中で、基本的知識が具体的に肉付けされていくことになり、次第に独占禁止法の理解が進み、少しずつ勉強が面白くなっていくかと思えます。）。

+++++

倒産処理法Ⅰ 松下 淳一

1. 債権者平等原則とは具体的には何を意味するか。債権総論の教科書等を参照して考えておいて下さい。
2. 債務者の資力が欠乏している場面で、①債務名義を持つ債権者が強制執行できる、②自分の財産について管理処分権を有する債務者が特定の債権者にのみ弁済をする、ということがどのような問題を生ずるかについて考えておいて下さい。

+++++

知的財産法Ⅰ 長塚 真琴

シラバスに掲載するもの以外の予習文献はありません。

+++++

国際私法Ⅰ 竹下 啓介

manaba の国際私法Ⅰのページで、4月上旬には、予習用のメモ書きを配布しますので、それを読んだうえで、第1回目の授業に参加してください。なお、manaba のページで、資料配布等に用いる GoogleClassroom への登録依頼も行いますので、事前に登録を行うようにしてください。

+++++

国際公法 I 松田 浩道

特に予習指示はありません。

+++++

西洋法制史 宮坂 渉

受講者の人数にもよりますが、13 回のうち概ね前半はテキスト①の内容を講義します。後半はテキスト②が取り扱う法概念（キーコンセプト）のうち 1 つ以上について、受講者にプレゼンテーションを行ってまいります。

テキスト①に関連するレジュメと史料集を manaba で事前配布しますので、各回、テキスト①の対象箇所とレジュメと史料集を読了してから講義を受講してください。

おおよそ第 4 回の授業の日を目途に、テキスト②のキーコンセプトの中から 1 つ以上を、プレゼンテーションの論題として選択していただきます。それまでに、テキスト②に一通り目を通して、候補となるキーコンセプトを第 1 候補から第 3 候補まで選んでください。他の受講生の希望と重複した場合には調整しますので、第 2 候補あるいは第 3 候補をご担当いただくこともあり得ることをご承知おきください。

プレゼンテーションのために、レジュメ・スライドをご準備いただきます。事前に提出していただき、manaba に掲載しますので、他の受講生のレジュメ・スライドを事前に確認し、質問・コメントを用意しておいてください。

レジュメ・スライド作成のために、テキスト①②の参考文献一覧等に記載されている文献の研究が必要です。必要な文献は各自で入手してください。

+++++

【会社法】

若い読者たちへ

——「物事は見ようとするから見えるのだ」

一橋大学教授 仮屋広郷

1 はじめに

この特集において、私に期待されていることは、①私が大学・大学院で担当している科目に関連する書籍、②私が読者諸氏（特に今春大学に入学した諸君）に対して大学時代に読むことをおすすめする一般書、を素材にお話しをする（エッセイを書く）、ということである。私は、一橋大学法科大学院において、「会社法」という科目を担当しているので、以下では、2において、会社法の教科書を2つ紹介し、3において、私の学生時代——学生時代とはいっても大学時代ではなく、大学に入る前の浪人時代なのであるが——の思い出と関わる著者による本を紹介することにした。本稿に込める私のメッセージは、「物事は見ようとするから見えるのだ」ということである。

2 会社法の教科書

(1) マイスターの最高傑作

2020年度の法科大学院の会社法の授業において、私がテキストに指定したのは、神田秀樹『会社法〔第22版〕』（弘文堂、2020年）である。2020年度の授業に際し、ある学生が、メールで次のように尋ねてきた。

「仮屋先生の『詳説会社法』¹⁾は、会社法の授業や司法試験レベルを超えた上級者向けの教材といった感じでしょうか？」

もしかすると、この学生は、「なぜ、この人は、自分が書いたテキストを使って授業をやるのだろうか？」と訝しく思ったのかもしれない。私は、次のように返事を書いた。

「授業で使用しない理由は、上級者向けだからとか、そういうことではなく、上記のテキストは、本学の学生であれば、誰でも1人で読めるものだからです。学生さんが1人で読めるものを、わざわざテキストに指定して、私と一緒に読んでも意味がないですね。……神田先生のテキストは、初学者が1人で読むにはちょっときついと思います。だから敢えてテキストに指定し、一緒に読んでいるわけです。」

この学生は、こう返してくれた。

「おっしゃるとおり、講義のおかげで難しいテキストを読めるようになった方が嬉しいです。」

神田先生のテキストは、もっともup-to-dateなテキストであり、簡潔な文章に、膨大な情報と著者の深い洞察が凝縮されている。それだけに、読み手がじっくり考えながらテキストと向き合い、行間を埋める努力をしながら読まなければならない本である。その意味では、はじめて読んだときはその良さがよく分からなくても、時間がたてば

1) 川村正幸 = 仮屋広郷 = 酒井太郎『詳説会社法』（中央経済社、2016年）。



神田秀樹『会社法〔第22版〕』
(弘文堂、2020年)



龍田節＝前田雅弘『会社法大要〔第2版〕』
(有斐閣、2017年)

——とは言っても、読者が「見ようとする」構えを持っていることが前提になるが——だんだんとその良さが分かるようになり、考えたくなるような種もたくさん蒔かれていることに気がつくようになる本なのである。

ある出版社の方が、「教科書作りをする上で、『分かりやすく』ということばかりについつい目が行ってしまう」と言われていたが、長い目で見れば、「分かりやすい本(=要領よくまとめてあり、試験対策などにすぐに役立つような本)」がよい本だ、というわけでもないのである。そのことは、上記の学生のコメントからも窺えることである。

私は、法科大学院が開設されて以来、ずっと神田先生のテキストを授業で使わせてもらっているが、このテキストは毎年改訂される(実は、改訂されるたびに神田先生がご恵贈くださるので、私は大変ありがたく思っている)。そのため、今回はどこが変わったのだろうと、細かくチェックするのが毎年3月下旬の私の行事のようにになっている。その際、制度が新しくなったとか、新しい判例が出たとか、そういう部分だけが変わっているのではなく、そうしたことは全く関係ない部分において、微妙に表現が改められていたり、助詞の使い方や読点の打ち方など、本当に細かい部分に気を配って修正がなされていることに気がつくことがある。そのたび、私は、まるでマイスターが職人としての誇りをかけて一品を仕上げるような「こだわり」を感じ、思わずため息が出てしまう

のである。

この本は、2001年の初版以来、神田先生という会社法のマイスターの手によって、20年もの月日をかけて、丹精込めて生み出された芸術品・工芸品のように私の目には映る。それゆえ、私は、この本のことを「マイスターの最高傑作」と呼びたくなるのである。

(2) 名人芸

せっかくの機会なので、私が好きな会社法の教科書も紹介させてもらうことにしよう。その教科書は、龍田節＝前田雅弘『会社法大要〔第2版〕』(有斐閣、2017年)である。この本の初版は2007年であるが、これは龍田先生の単独執筆によるものである。

この本は、「名人芸」と呼ぶにふさわしい本であると思うが、この本の「初版 はしがき」には、以下のようにある。

「それでも地球は動く」。常識の壁を破ったコペルニクスやガリレオ・ガリレイは、科学を大きく進歩させた。新会社法もそうだろうか。人間社会に通用させる制度の規範は、物理世界のルールと基本的に異なり、人間の心に根ざし一般人の心に受け入れられるものでなければならない。論理操作最優先の無機質なルールを規範とされたのでは、窒息しそうである。ひとりよがりの定義も、作ってしまえば押しつけてかまわない。こういう法律を理解させられ法律家が育てられる世の中は恐ろしい(同書iii頁から引用)。

私は、ことあるたびごとに、この文章を共感を持って読み返している。大学に入ったばかりの若い読者たちに、世の中のことをいろいろ知り尽くした名人の言葉が十分に届くはずもないことは分かっている。しかし、あえて、この文章をここに記しておきたい。種を蒔いておけば、いずれ反応してくれる人が出てくる——この文章にいざなわれて「見ようとした人」がいつか反応してくれる——と思うからである。

3 おすすめの本

私がおすすめしたい本は、山本義隆『一六世紀文化革命 1・2』（みすず書房、2007年）である。2(2)において、ガリレオ・ガリレイの名前が出てきたが、この書物は、ガリレイやニュートンに代表される「17世紀科学革命」を準備する知の世界の地殻変動が、1500年代の時期の西洋にあったという仮説を論証しようとする試みであり、その地殻変動を「16世紀文化革命」と呼んでいる。

著者の山本先生は、物理学を専門とされ、駿台予備学校で若者たちに物理学を講じている方であるが、元東大全共闘代表でもある²⁾。ある本の中に、山本先生について以下のような記述がある。

山本義隆氏が、当時、京都大学基礎物理学研究所で国内留学をしていたにもかかわらず、東大での紛争勃発の報を聞くや、同研究所での研学生活を棄てて、東大に馳せ参じ、同研究所長であったノーベル物理学賞受賞者湯川秀樹博士をして、千に一人の逸材であったのに……と悲嘆に暮れさせ



山本義隆『一六世紀文化革命1・2』
(みすず書房、2007年)

た、という話は余りにも有名である。紛争後も、あちこちの大学から招聘の話はあったにもかかわらず、彼はその全てを断り、一介の予備校教師としてその生涯を今や終えようとしている³⁾。

とても真似できない生き方である。しかし、こうした生き方をする人だからこそ、このような本を書くことができるのだと思う。

中世ヨーロッパにおいては、大学で学ばれ教授されていた学問と、工房で伝承されていた技術は互いに没交渉であった。大学の学問は、古代の文献に依拠した思弁的学問であり、職人たちの技術は、科学的な裏付けの伴わない経験に基づいていた。そして、職人たちの手仕事による技術が先行していたにもかかわらず、学問は手仕事を蔑んでいた状況にあった。

17世紀の科学は、そのような学問が大きく転換されることで形成されたのであるが、その変化

2) 全共闘運動については、山本義隆『私の1960年代』（金曜日、2015年）を参照されたい。余談であるが、数年前、私の息子が大学浪人し（親が滑ると息子も滑るものらしい……）、駿台予備学校で山本先生の物理学の授業を受ける機会があったので、山本先生は本当にすごい人なのだ話して聞かせたところ、私の手もとにあった同書にサインをもらってきてくれた（もっとも、サインの宛名は、私の息子である）。

なお、内田樹「喪失した『主権の感覚』」月刊日本2020年10月号27頁以下、31頁には、以下のように記されている。

60年代までは、つまり、「主権国家の臣民であった記憶」を保持している人たちが大人だった間は、屈辱的な属国身分から脱却したいという思いを多くの日本人は共有してきました。60年安保闘争も、全共闘運動も、ベトナム反戦運動も、その本質は「反米愛国」闘争です。第三世界の闘争と同じく、宗主国からの独立運動であり、民族自決をめざす民族解放運動でした。しかし、主権国家の国民であった記憶をもう持たない21世紀の日本人には、もうそのような戦いを組織する意欲も能力もありません。

3) 羽入辰郎『学問とは何か——「マックス・ヴェーバーの犯罪」その後』（ミネルヴァ書房、2008年）6頁から引用。

は、芸術家・職人・技術者のサイド——それまで蔑まれてきた手仕事を行ってきた人々——からの働きかけによって促されたものであった。つまり、「実験的観察と定量的測定こそが自然研究の基本的方法であるべきことを主張し、それまでの文書偏重の思弁的な学問にかわる経験重視の科学の重要性と有効性を明らかにしていった」（同書731頁から引用）のは、中世の排他的な学問世界の外部にあった人々であったのである。

「かくして、論証にもとづく定性的な自然学から測定にもとづく定量的な物理学へといたる道が拓かれ、この一六世紀文化革命が学問世界にもたらした地殻変動のうえに一七世紀科学革命はなしとげられた」（同書731頁から引用）というのが、本書の主張である。

この書物は、それまでアカデミズムの世界が一顧だにしなかった職人たちの手仕事・機械的技芸 (*artes mechanicae*) に光を当て、「実験と観測を数学と論証に併合させた、一七世紀における新しい科学の形成」(同書727頁から引用)が、それ以前の「手職人の実践」によってもたらされたものであることを照らし出そうとしている。手仕事とはおよそ縁のなさそうな超一流の知識人の言説のみを追跡する——知識人の観念が書齋で編み出したテキストだけを追いかける——ことによって、近代の科学技術が、なぜ西洋近代にのみ誕生したのかを探ろうとするのではなく、近代の科学技術の礎——さらに言えば、機械論的世界像⁴⁾——がどのようにして築かれることになったのかを、まっすぐに探求しようとしている。それが本書である。

「まっすぐに」ということでは、経済学者の岩井克人先生が、「自分の心に正直に、その問

題意識に突き進んでいくなれば、学問分野など分けることができない」と言われたことがあるようであるが⁵⁾、この本を読むと、正にそのとおりで、山本先生は、物理学というホームを離れて、歴史学などを含むアウェーでの研究に正面から取り組み、素晴らしい成果を上げて見せているのである。優れた知性というのは、きっと、こういう人のことを言うのだろう。

また、アカデミズムの世界においては蔑視さえされていた職人仕事・機械的技芸を見る山本先生の目は、身分・肩書きにとらわれることなく評価すべき知性を等身大に評価する、とても素直で誠実なものである。

「こうした生き方をする人だからこそ、このような本を書くことができるのだろう」と私が思うのは、上記のように感じるがゆえである。

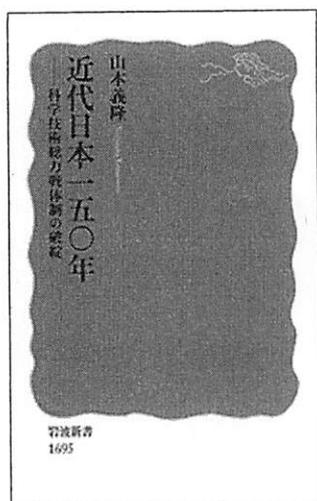
なお、同書の「あとがき」には、以下のようにある。

大規模化された科学技術がそのもつ力と要するコストゆえに強力な国家や有力な社会集団の権力と結びつくのは、ほとんど不可避である。……したがって問題は、一般に科学技術に正と負の両面があるということではなく、プラスの側面の恩恵を受けるのがいして地球上の一部の地域の限られた人たち……であるのにひきかえ、マイナスの側面は、平等にというか、むしろ貧しい階層そして貧しい国の人たちにより多く負わされてきたということにあるだろう (同書734頁から引用)。

この山本先生の言葉との関わりで、もう1つ紹介しておきたいのが、山本義隆『近代日本一五〇年——科学技術総力戦体制の破綻』(岩波書店、2018年)である。この書物を読むと、「科学の体制化」、さらには、「国家に取り込まれている大学の教育

4) 今、われわれは、近代世界像としての機械論が、あらゆる分野で支配的な潮流となり、世界を包み込もうとしている危うい流れの中にある。会社法の視座から、この点を論じたものとして、拙稿「時計、青いバラ、そして、コーポレート・ガバナンス——機械論に覆われる世界」法学セミナー2019年2月号37頁以下、同「時計、青いバラ、そして、コーポレート・ガバナンス——今のコーポレート・ガバナンス改革はなぜ危ういのか」法学セミナー2019年3月号46頁以下がある。

5) 岩井克人=丸山俊一=NHK「欲望の資本主義」制作班『岩井克人「欲望の貨幣論」を語る』(東洋経済新報社、2020年)197頁[丸山俊一]。これも余談であるが、私に岩井克人先生の著作を紹介してくれたのは、大学時代の友人だ。彼にすすめられて私が初めて読んだのは、岩井克人『ヴェニス商人の資本論』(筑摩書房、1985年)だった。その友人は、アラン・パディウ(黒田昭信=遠藤健太訳)『哲学宣言』(藤原書店、2004年)の訳者の1人、遠藤健太だ。



山本義隆『近代日本一五〇年——科学技術総力戦体制の破綻』(岩波書店、2018年)

と研究』ということを深く考えさせられる。

この本においては、戦後の高度成長は、戦後版総力戦であり、官・産・学(=官僚機構・企業・大学)の共同体制で進められてきたとされ、公害問題について、以下のように述べられている。

公害問題にかんしては、患者に寄り添って原因を追究し、被害の拡大を食い止めようとしてきた地元の大学の研究者がいた半面、いまだに「旧帝大」と称される有力大学には、企業から研究費が導入されている講座も多く、企業サイドにたつて公害や労災や薬害の隠蔽や責任回避に手を貸してきた教授たちも少なくはない。とくに工学部や薬学部では、企業に太いパイプをもつ教授たちが多く、彼らの権威は、特定企業に卒業生を多数送り込める力を有していることや、政府の審議会などの委員をしているということによって、保たれていた(同書236-237頁から引用)。

上のコメントとの関わりで取り上げておく必要があるのが、西村肇東京大学名誉教授が残している証言である⁶⁾。

私はその後、瀬戸内海汚染、自動車の排ガス規制など社会性の高いテーマで実証的研究を続け、それを基礎にはっきりした発言をし続けましたが、私の研究と発言に恐れをなした産業界は、私を東大から追い出すよう大学に強い圧力をかけました。その結果、私が全く知らない間に、私を関西の小さな大学に移すことで話がまとまったようです。一九七八年のことです。ところが、既に定年で学外にいた矢木教授のところに学科主任が報告に行ったとき、「あの男は残しておけ。公害さえやらなければよいのだろう。私が言う」ということだったようです。私は矢木教授に呼び出され、「公害の研究はそろそろおしまいになさい。皆さんが困っている」と言われました。言外に「やるならば、大学を出てやりなさい」という迫力を感じました。

これに対して、「わかりました」と言うか、「公害の研究をやめるつもりはありません」と言うか、一瞬のうちに答えねばなりません。答えるまでの三〇秒ほどでしたが、大学を出て、それまでの研究成果をもとに反公害の社会運動家として生きる自分も想像してみました。しかし、それはとても自分の性格に合っていない気がしました。私は、自分で科学の謎に挑戦し、発見の興奮を味わっているときにだけ、ほんとうに充実感が味わえる人間だということも自覚していたからです。私から科学でのドンキホーテ的挑戦を取り除いたら私でなくなる、生きている意味がないと感じました。それが、私が「わかりました」と答えた一番大きい理由です。

その後は、一転して「免疫の遺伝子工学」に挑戦しました。それは大変に過酷な挑戦でした。しかし、とにかく成功して、一九九三年、六〇歳で東大を定年退職しました。そして、自由を確保するために、どこにも勤めず、自分一人で作る仕事で生計を立てることにしました。その最も大きな理由は、残念ながら中断になったこの水俣病メチル水銀の謎を解くことにあったのです。これが、プロセス工学の完成から三〇年たってしまった理由です。

あまりに率直なこの証言は、おそらく、将来の日本にとっての危険——力ある者たちが、制度を自分たちにとって都合がよいように、一方的に傾

6) 以下は、西村肇=岡本達明『水俣病の科学』(日本評論社、2001年)331-332頁からの引用であるが、本書にこのような証言が残されていることは、京都大学教授の川濱昇先生からご教示いただいた。また、本稿の内容には、メールを通じての川濱先生とのやり取り——後掲注7)に記載した拙稿をきっかけとするもの——が反映されている。実は、本稿は、そのやり取りに触発されて書いたものである。このような学問的交流をしてくださった川濱先生に心から感謝したい。なお、この証言は、CSRを真剣に考えるためにも記憶に留めておくべきである。

けてしまう危険⁷⁾——を思い、後の世代のために、備忘録として残されたものであろう。

『近代日本一五〇年』において、山本先生は、「明治150年の日本の歩みは、つねに弱者の生活と生命の軽視をともなって進められてきた」（同書236頁から引用）ことを語り⁸⁾、われわれに対して、「大学がいかにとらわれた人々の集団であり、知的な発展を阻害してきたか」、さらには、「国策

大学として、社会に犠牲を強いてきたか」という事実を突きつけているのであるが、先の証言は、山本先生の論述⁹⁾を裏打ちするものである。

「虚構の言説は未だ崩壊していない¹⁰⁾」といわれ世の中で、物事を曇りのない目で正確に認識することは、とても難しいことだ。情報が歪められる状況にあっては、なおさらそうである¹¹⁾。見ようとしなければ、何も見えてくることはない。

- 7) 制度は力ある者に味方する傾向があることを弁えておかないと、取り返しのつかない未来が訪れることになる。それについては、拙稿「歪められる制度：原発問題は日本の縮図——制度は常に力ある者に味方する」法律時報92巻7号（2020年）62頁以下を参照されたい。
- 8) 関連して読書案内をしておこう。見田宗介『現代社会の理論』（岩波書店、1996年）54頁以下を読むと、公害問題についての政治的・社会的背景がよく分かる。日本においては、経済の高度成長が優先され、「被害を予防することにとっては全く意味がなくなった時点になって、初めて原因が認定されている」ことや、そうしたことは「生産の効率優先という政策のテレオノミー（目的指向）」が露骨なまでに貫徹されている（政策的意思が存在している）こと（「」は同書60頁から引用）、を知ることができる。
- 9) 山本先生の論述の背後には、「学問が、本当のところどのような社会的関連のなかで機能しているのかを洗い出し、批判してゆく」（山本・前掲注2）271頁から引用という、東大闘争時代から変わることのない問題意識がある。
- 10) 真木悠介『自我の起原——愛とエゴイズムの動物社会学』（岩波書店、2008年）207頁から引用。
- 11) 情報は操作されるものであるということを、常に意識しておく必要がある。世論がいかにか操られるかという点について関心がある読者は、たとえば、堤未果＝中島岳志＝大澤真幸＝高橋源一郎『支配の構造』（SBクリエイティブ、2019年）などを手に取ってみるとよいだろう。
なお、読者の多くは大学で学ぶ人たちであると思うので、敢えて言うが、教育も例外ではない。そのことは、次のメディア論の研究者の言葉に表れている（以下は、有馬哲夫『歴史とプロパガンダ——日米開戦から占領政策、尖閣問題まで』（PHP研究所、2015年）2頁から引用）。

一見、現在われわれ日本人はプロパガンダとは無縁のように見える。だが、決してそうではない。現在の日本には、……マスコミと教育機関によるプロパガンダがある。

また、制度は力ある者に味方する傾向があることとの関わりでいえば、次の言葉も覚えておいた方がよい。以下は、現代のイギリス社会を論じた本の一節である（オーウェン・ジョーンズ〔依田卓巳訳〕『エスタブリッシュメント——彼らはこうして富と権力を独占する』（海と月社、2018年）412頁から引用）。

すべては情報操作だ。しかもエスタブリッシュメントは、操作した情報を常識として受け入れさせることに關しては、気が滅入るほど能力が高いのだ。

以前、私も情報操作を念頭に置いて小論を書いたことがある。それが、拙稿「メディア・コントロールと会社法研究——メディアの注目度に着眼した制度分析が見えなくするもの」法律時報91巻5号（2019年）81頁以下である。同じ世代の学生のコメントは、読者にとって刺激になると思うので、この小論に対して一橋大学の学部学生たちが寄せてくれたコメントを3つ紹介しておこう。

メディアコントロールの文献では報道機関はお金持ちの利害にかかわる情報を積極的に流し、世論を誘導しているという点で私たちはもっと報道の内容だけでなくなぜそれが報道されているのかについても批判的にとらえる必要があると実感した。また、民主主義という体制は一般民衆には気づかれない形で政治を金と情報で操作していると知り驚愕した。一番、ショックだったのは日本の報道の自由度が低くさらに問題のある国だと評価されていることだ。日本は報道の自由が高い国だと思っていたが報道しない自由により都合の悪い情報の多くが隠蔽されているのだと知った。

国際政治と会社法制改革の文献（＝拙稿「国際政治と会社法制改革——平成5年商法改正を通して今を見る」法学セミナー2016年3月号48頁以下〔仮屋〕）と、追加で配布してくださったメディア・コントロールの文献は、なんだか読んでいてがっかりさせられるようなお話ばかりでした。自分たちが忌み嫌っている習慣というか、「ああでなくてよかったなあ」といっているような世界が今まさに私たちが直面している現実であることに愕然

さて、最後に1つ思い出話をさせてもらうことにしよう。私がはじめて山本先生のことを知ったのは、大学浪人していた18歳の時だった。当時、東京の荻窪にあった「荻窪学生ハイツ」(大学浪人している男子学生だけの寮)で知り合った友人¹²⁾が、「駿台予備校には、将来を嘱望されながら、全共闘の代表になり、今は駿台で物理を教えている人がいるんだよね」と語ってくれたことがあり、それが山本先生だった。その友人は、人工衛星だって天気予報が目的ではなく、軍事目的であることや、気象学だって軍事と関わっていること等々、科学技術が軍事と結びついていることなどをあれこれ語ってくれたことがあった。しかし、問題意識のかけらも持ち合わせていなかった私は、「へえ〜。そうなんだ。」で終わっていた。それから4半世紀以上の月日が流れ、あの震災

(3・11)と原発事故が起こった。それがきっかけで、私は原発問題をあれこれ調べることとなり、結局、ことは軍事問題であることに、ようやく気がついた¹³⁾。18歳の時の友人の言葉の意味が、深く実感として分かるようになり、そして、山本義隆先生の生き方にも共感できるようになった。遅すぎる……。

4 おわりに

物事に見えるようになるのではない。見ようとするから見えるのだ。この感覚を、幾ばくなりとも若い読者に伝えることができたとすれば、そして、若い人たちが私のように余計な遠回りをするものがなくなるとすれば、これほど嬉しいことはない。

(かりや・ひろさと)

としました。自分たちの将来についてただ悲観的になるだけではなくて、もっと貪欲に事実を知ろうとし、未来をどうしたいか考えるのが大切なかもしれないとも思いました。大学に入学し、知的好奇心を掻き立てられるような物事にたくさん出会っているのだから、限りある学問に使える時間を無駄にせずに生きたいと思いました。

ほかの学生と同様、彼らに触発され意欲が高まったり、「国際政治と社会法制度改正」(ママ〔仮屋〕)を読んで衝撃を受けたりしましたが、自分の中で最も印象に残ったのは最初の参考文献(=メディア・コントロールの文献〔仮屋〕)でした。その理由はいくつかあります。

1つ目に、一見関係のない学問分野同士をつなぎ合わせるができるということを初めて知れた文献だったからです。仮屋先生の専門分野は会社法ですがこの論文はメディアによる情報操作をピックアップしたものでした。最初はなぜ会社法が専門の教授がこのような論文を書いているのだろうと疑問を持ちましたが、内容を読むとこの2分野は密接に関係していることがわかりました。このように自分の関心のある分野でない学問でも知らないところで関係している可能性がありうるため、どの分野に対しても熱心に取り組む意欲が出てきました。

2つ目に、最も身近に感じられた論文だったからです。日本のメディアの情報操作はひどいということはしばしば耳にしていたのですが、それ自体もメディアを通じての情報だったので今まではそこまで気にしていませんでした。しかし、この論文で実際にその事実を目の当たりにし、とても動揺しました。なぜなら自分の持っている情報がどこまで信用できるか全くわからなくなったからです。このような状況では民主主義は機能しえないと論文に書かれていましたが確かにその通りだと思います。私たちの決定はメディアからの情報に大きく依存しているからです。その情報自体が権力者の意思だとすれば、それは健全な民主主義とは言えないでしょう。しかし、だからといって解決できるものなのでしょうか。権力とメディアは表裏一体。この論文からそのような印象を受けました。いつの時代も両者は引き離せない存在だと思います。だから、私たちにできることは与えられた情報を批判的にみること、それだけだと思います。それで何がかわるかわかりませんが、この悲惨な現状へのせめぎ合いの抵抗として意識しながら生きていきたいと思っています。

12) この友人は、東北大学教授の田中耕三だ。彼の名前は、2005年に『ネイチャー』に掲載された論文(Molecular mechanisms of kinetochore capture by spindle microtubules)の筆頭に掲げられている。1984年、毎週土曜日の夜、大池幸彦・田中耕三・私の3人で、夜中過ぎまで「だべって」盛り上がっていたことを思い出す。みんな50代半ばのおじさんになった——いつの間にか磯野波平(54歳)よりも年上である——が、彼らとは、今でもすぐに「あの頃」に戻ることができる。浪人してよかった、と、今では本当にそう思う。

13) 拙稿『原子力損害の賠償に関する法律』の制度的背景 齊藤誠=野田博編『非常時対応の社会科学——法学と経済学の共同の試み』(有斐閣、2016年)257頁以下。また、拙稿「原発問題と会社法——取締役の対第三者責任見直し論によせて」法律時報91巻2号(2019年)97頁以下、99頁注19も参照されたい。